学校施設利用要件確認書　スポーツ施設利用

目黒区長　あて

　私たちは、目黒区立学校施設の使用を希望する登録団体（区民）であり、以下の要件のすべてを満たしていることを確認し、提出する書類に虚偽がないことを証します。利用にあたっては、区（教育委員会）からの指示に従い、学校施設を安全に使用することを誓約いたします。なお、区（教育委員会）が要件にあてはまらないことを確認した場合は、ただちに登録を取り消されても異存ありません。

（以下の内容にあてはまることをご確認のうえ、チェック欄に[x] を行い、署名欄に団体名・

代表者氏名・連絡先等をご記入ください。）

◆団体登録要件に関すること

[ ] 　１.自主的な団体で、組織的かつ継続的に社会教育、又は区内のコミュニティ形成を行うことを目的とした団体である。

[ ] 　２.政治・宗教・営利となる活動を行わない団体である。

[ ] 　３.代表者は、区内在住・在勤・在学の成人（18歳以上）であり、自らが、講師（指導者）となった教室（スポーツ塾）として、授業料を徴収するなどの運営をしていない。

[ ] （子ども団体の要件：子ども団体のみチェックしてください。）

４.子ども団体の連絡担当者は成人（１８歳以上）であること（代表者との兼務不可）。また、構成員の人数は、同一の世帯に属さない者が校庭で活動する団体は１０名以上、体育館のみで活動する団体は５名以上であり、全員が小学生または中学生である。半数以上を区内在住・在学の小学生または中学生で構成し、かつ原則として区外の構成員は１０名未満であり、名簿に登録された児童（生徒）以外は使用しない。

[ ] （大人・混合団体の要件：大人・混合団体のみチェックしてください。）

４. 大人・混合団体の連絡担当者は１６歳以上（当年度３月末現在）であること（代表者との兼務不可）。また、構成員の人数は、同一の世帯に属さない者が校庭で活動する団体は１０名以上、体育館のみで活動する団体は５名以上である。半数以上を区内在住・在学・在勤者で構成し、かつ原則として区外の構成員は１０名未満であり、名簿に登録された者以外は使用しない。

◆団体の運営に関すること

[ ] 　５.会費等の自主的な財源により運営する団体である。

[ ] 　６.外部講師は、団体の運営や意思決定に関与せず、技術指導のみを行う。

主な講師・指導者　　有・無　　　　　有の場合氏名：

１回あたりの講師謝礼の金額　　　　　　　　　　　円

[ ] 　７.会の運営内容は、会員が主体となって決定しており、営利非営利を問わず外部の

団体等に委託していない。

[ ] 　８.スクール、教室、塾、その他企業等の名称を使用した営利団体と認識される宣伝・

広告・勧誘活動を行わない。また、これらの名称を使用した団体等の間接的な宣伝・広告・勧誘活動に関与していない。

[ ] 　９.インターネットやSNS等で一般参加者を募らない。また、学校施設を利用した宣伝・広告・勧誘活動を行わない。（例：クラウドファウンディングの返礼等）

[ ] 　10.構成員から徴収する会費は、実費を大きく上回ることはない。

◆団体の利用に関すること

[ ] 　11.利用時間を遵守し、利用時間内に準備・片付けを行う。

[ ] 　12.学校の近隣の迷惑になる行為（無断駐車駐輪・ゴミのポイ捨て・喫煙・騒音等）

を行わない。

[ ] 　13.事前に許可されている学校で、他の団体と練習試合を行うときは、招待する団体

を含む2団体までの活動とし、併せて以下の事項を遵守する。

　（１）他団体を招待した際に発生した事故等について、招待された団体に起因する

　　　 ものであっても連帯して責任を負い、問題の解決にあたる。

　（２）構成員の過半数が区外者である団体を招待するときは、利用者全体の割合で

　 区外者が半数を超えないよう確認を行う。

[ ] 　14.会員の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶に努めてい

る。

[ ] 　15.学校施設使用料は、区所定の方法により遅滞なく支払う。

[ ] 　16.学校使用にあたってのルールは、団体構成員全員に周知したうえで利用する。



◆利用全般に関すること

[ ] 　1７.学校開放利用案内を読み、内容を理解しました。

（学校開放利用案内は区公式ウェブサイト（二次元コード①）からご確認

（二次元コード①）

ください。）

年　　月　　日

利用者登録番号

活　動　種　目

連　　絡　　先　　　（　　　　）

登　録　地　区　北部・東部・中央・南部・西部　（ホーム校が所属する地区に〇）

団　体　区　分　子ども団体／大人・混合団体

（該当する区分に〇）

団体代表者氏名

ホ　ー　ム　校　　　　　　　　小・中学校